

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、産業廃棄物の適正処理等に係る調査研究及び人材育成等を行うことにより、我が国における産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを促進し、もって公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止及び資源循環を進めるための調査研究、普及啓発等の適正処理推進事業
- (2) 産業廃棄物の適正処理及び資源循環に係る能力開発のための教育研修・人材育成事業
- (3) 産業廃棄物に係る地球環境保全対策を目的とした事業
- (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、前条に掲げる事業の他に次の事業を行う。

- (1) 正会員の情報交換等の共益的な事業
- (2) 産業廃棄物の適正処理等に資する講習会等の各種事業への協力連携事業
- (3) 前2号に定める事業に関連する事業その他公益目的事業以外で本会の目的の達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

(1) 正 会 員

都道府県を単位とする産業廃棄物処理業者等の産業廃棄物の適正処理等に関する事業者の団体で本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

前号に該当しない者であって本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 正会員は、本会に対してその権利を行使する者1名（以下「正会員代表者」という。）を定め、速やかにこれを会長に届け出るものとする。また、正会員代表者に変更があった場合も同様とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、前項の規定に準じ、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費については、その2分の1は管理費（法人会計）に充当するものとする。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。

(2) この定款又は規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 解散又は破産したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由なく第7条の支払義務を1年以上履行せず、かつ履行の催告に応じないとき。
- (5) すべての正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 主たる事務所の所在地を変更したとき。

第4章 総 会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。ただし、第17条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、当該総会において決議をすることができない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項を決議することができる。

- (1) 理事、監事が当該総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (2) 第17条第3項の規定により招集された総会において、本会の業務及び財産の状況を調査する者の選任

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合
- 4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を総会の日前の1週間前までに、正会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日前の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することはできない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、一正会員につき一個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 合併契約の承認
- (7) 公益目的事業の全部廃止
- (8) 公益認定の取消し、合併による法人の消滅（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）に伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 清算する場合において有する残余財産の処分
- (10) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第22条 総会に出席できない正会員は、法令の定めにより、代理人によって議決権を行使し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は当該の正会員が総会ごとに行い、当該の正会員又は代理人は代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 本条第1項の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載した議決権行使書面を本会に提出して行う。このとき議決権行使書面によって行使された議決権の数は、当該の総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

4 前2項の規定により提出された代理権を証明する書面及び議決権行使書面は、総会の日から3箇月間、本会の主たる事務所に備え置き、本会の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を本会の主たる事務所に備え置くこととし、本会の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(報告の省略)

第 24 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(会員への通知)

第 25 条 会長は、総会で決議された事項を、会員に通知しなければならない。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録は総会の日から 10 年間、本会の主たる事務所に備え置くこととし、本会の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(総会運営規則)

第 27 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則による。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 28 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事

23 名以上 29 名以内。ただし、正会員代表者は 23 名以内とする。

(2) 監事

3 名以内。うち 1 名以上は正会員代表者以外の者から選任する。

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 8 名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。

5 第 2 項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

6 第 4 項の専務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員構成の制限)

第 30 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他次に掲げる特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該親族関係を有する理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該親族関係を有する理事の使用人及び使用人以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (3) 前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法に規定する役員（(イ)において「会社役員」という。）又は使用人である者
 - (イ) 当該親族関係を有する理事が会社役員となっている他の法人
 - (ロ) 当該親族関係を有する理事及び前3号に掲げる者並びにこれらの者と一定の関係にある法人を判定の基礎にした場合に法人税法上の同族会社に該当する他の法人

- 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 3 他の同一の団体の理事（公益法人を除く）又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の求めに応じて会長の職務を助ける。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない他次の職務を行う。

- (1) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査を行うことができること。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならないこと。
- (4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、第 4 2 条に定める招集権者に対し、理事会の招集を請求することができること。
- (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならないこと。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること。

2 その他の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した役員補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 理事又は監事は、第 2 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 34 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解

任は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議によらなければならない。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し、総会において報酬等の支給に関する規程を別に定める。

(取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会与当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 役員の本会に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該の役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第38条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会の諮問に応じ、諮問された事項につき理事会に参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第39条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

3 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、次条第3項又は第4項若しくは第5項の一に該当する場合に開催する。

(招集等)

第42条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して招集を請求することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、監事は、第32条第1項第5号の規定に基づき理事会を招集することができる。

6 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第49条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第7章 委員会及び部会

(委員会)

第50条 本会に理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会は、本会の事業のうち特定の実務を行う。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第51条 本会に理事会の決議により部会を設置することができる。

- 2 前項の部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの特性を勘案し、産業廃棄物の適正処理等に係る技術的な対応及び課題等について特定の調査・研究及び普及・啓発を行う。
- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 地域協議会

(地域協議会)

第52条 本会に理事会の決議により地域協議会を設置することができる。

- 2 前項の地域協議会は、地域の実情を勘案し、本会の事業の円滑な運営に資するため、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。
- 3 地域協議会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等は、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 本会は、第 1 項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 第 3 5 条に定める役員の報酬等の支給に関する規程を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

第 56 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 57 条 会長は、法令の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 5 5 条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により変更することができる。

2 次に掲げる変更をしようとするときは、法令の定めに基づき行政庁の認定を受けなければならない。

(1) 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)

(2) 公益目的事業の種類又は内容の変更

(3) 収益事業等の内容の変更

3 前項に掲げる変更の他、軽微な変更等があったときは、法令の定めに基づき遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第59条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議による他、法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第60条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第63条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認により会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第64条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員の名簿
- (3) 会員の名簿
- (4) 総会における議決権代理行使の当該代理権を証明する書面
- (5) 総会における書面による議決権行使の当該議決権行使書面
- (6) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬等に関する規程
- (9) 事業計画書及び収支予算書等
- (10) 事業報告書及び計算書類等
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令及び定款で定める帳簿及び書類

第13章 補則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は石井邦夫、業務執行理事（専務理事）は仁井正夫と

する。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。